

○草津市総合計画審議会設置条例施行規則

昭和44年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例(昭和44年草津市条例第2号)第2条の規定に基づき、草津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則(昭和42年規則第6号)は、廃止する。

付 則(昭和47年11月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月16日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年12月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年7月1日規則第30号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日規則第14号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年10月15日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第13号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会条例施行規則の規定に基づき委員を委嘱された者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例施行規則の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

付 則(平成13年11月1日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第23号)抄

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日規則第8号)抄

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月1日規則第32号)抄

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。